

# 天草家保通信平成24年2月号

〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3  
 電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393  
 ホームページアドレス <http://www.pref.kumamo.jp/site/amakusa-1219>  
 電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp



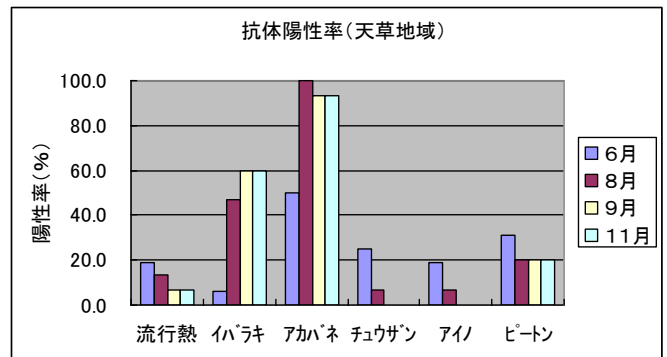
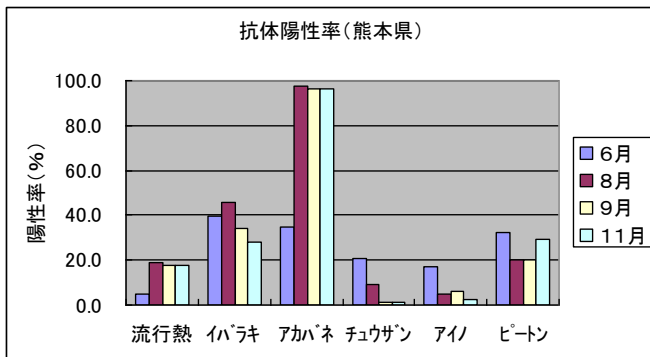
## 牛アルボウイルス (異常産関連ウイルス)について

家畜保健衛生所では、牛異常産の発生を予察するため、アルボウイルス（ヌカカなどの吸血昆虫が媒介するウイルスの総称）抗体保有状況を調査しています。天草家保管内では、4戸15頭の子牛について、6、8、9、11月の計4回、延べ60頭を、熊本県全体では、20戸、延べ約320頭について検査を実施し、1月に最終的な結果が出ましたので、その成績をご紹介します。

**検査項目：**牛流行熱、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、ピートンウイルス感染症

**検査成績：**熊本県全体では天草地域を含め、牛流行熱、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、ピートンウイルス感染症ウイルスの動きは認められませんでした。しかし、**県内での8月の検査でアカバネウイルスの活発な動きが認められており、天草地域でもアカバネウイルスに対する抗体の上昇が8月以降に認められています。今後、異常産等に対する注意が必要**と考えられました。

なお、アカバネ病については島根県において昨年8月～9月にかけてアカバネウイルスの生後感染による子牛の起立不能の発生が多数報告されています。引き続き母牛へのワクチン接種による予防に努めていただくようお願いいたします。



採血に協力して頂いた農家の方、ありがとうございました。

# 欧州(ドイツ、オランダ、ベルギー)で発生している反芻動物に対する新疾病について

冒頭でアルボウイルス抗体検査成績について紹介しましたが、2011下半期から、ドイツ、オランダ、ベルギーの農場で、牛に下痢、高熱、乳量低下、羊に産子異常などの症状を示す新たな疾病の疑い例が報告されました。

原因とされるウイルスは、アカバネウイルスやアイノウイルスなどに近縁のブニヤウイルス科オルソブニヤウイルス属に属し、暫定的に「シュマレンベルクウイルス」と命名されています。感染は、昆虫媒介によって伝播されるものであろうと考えられています。

国内ではこれまで、シュマレンベルクウイルスによる疾病の発生は報告されていませんが、今後も発生の動向に注意が必要です。

## 【発生状況】

ドイツ 20農場 (牛6件、羊14件)  
オランダ 52農場 (羊51件、山羊1件)  
ベルギー 14農場 (羊のみ)



# アジア諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	畜種	型
口蹄疫	台湾(澎湖県)	豚	O型
高病原性 鳥インフルエンザ	香港	野鳥	H5N1
低病原性 鳥インフルエンザ	台湾(彰化県)	採卵鶏	H5N2
	オーストラリア (ビクトリア州)	家きん	H5 (N亜型判定中)

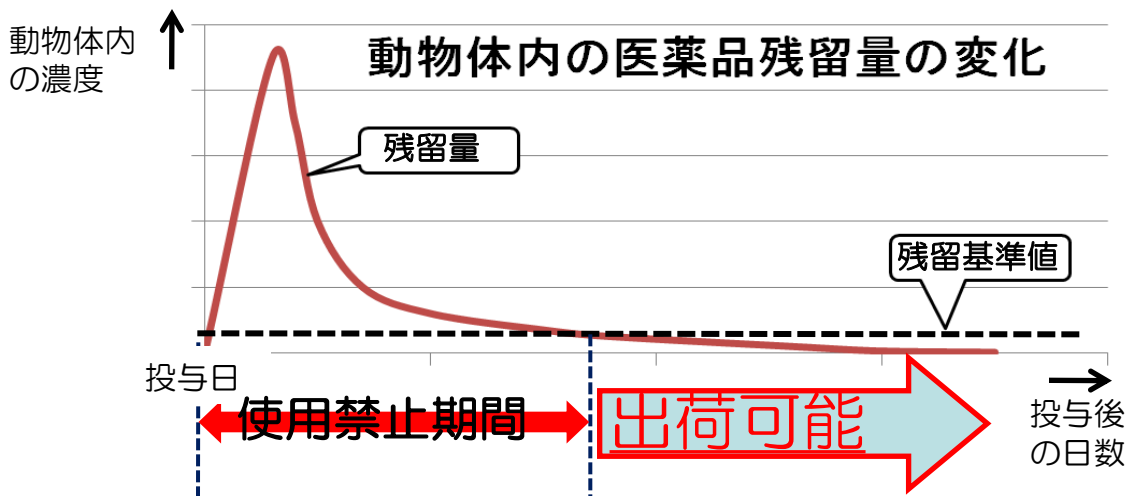
(2012年1月発生報告)

# 抗生物質・駆虫薬は使用基準を守り、 正しく使いましょう。

抗生剤、寄生虫駆除剤などの飼料添加剤は、使い方、使用量、使用禁止期間などの**使用基準を守って使用**しなければいけません。

**使用基準を守らないと** . . .

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。

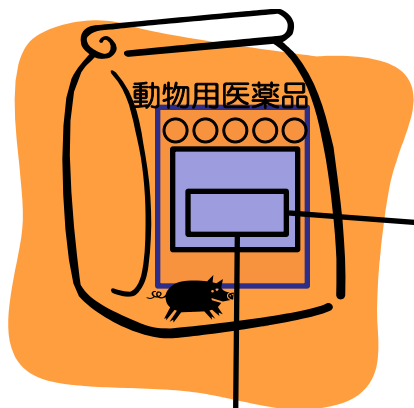


使用基準を守って使用すれば、**食べても問題のない畜産物**が**出荷**できます。

使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例

- 出荷前の豚に抗生剤の入った飼料を誤って投与したため、豚肉 2 t を回収した（損害は農家が負担）。
- 抗生剤を用法どおり使用しなかった（専用飼料に添加せず使用した）ため、蜂蜜に残留し、蜂蜜 3 t を回収した（損害は農家が負担）。

# 使用基準の確認と使用の記録



使用基準は、囲み枠に記載  
(裏面に記載の場合もあり)

## <表示例>

動物用医薬品 ○○○○○ (商品名)  
効能・効果  
豚： 豚回虫の駆除

### 用法・用量

**飼料1t当たり〇gを均一に混  
合し、〇日間経口投与する。**

注意—使用基準の定めるところにより使用  
すること

注意：本剤は薬事法第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物（豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

**豚：食用に供するためにと殺する前〇日間**

対象動物

使用禁止期間

医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。

①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日

医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

通  
報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。  
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668